

## 村内一斉大清掃のお知らせ

きれいな村づくりのため、村内一斉に清掃活動を行います。各戸に1名以上のご協力をお願いします。

地区ごとに区長さんの指示のもと、道路や公園などに散乱するごみの収集にご協力ください。

### ●日 時

4月17日(日)  
午前7時30分～

### ●雨天実施

※荒天により中止の場合は、当日の同報無線にてお知らせします。  
※清掃終了は各地区の区長さんの指示によります。

### ●お願い

マスクの着用にご協力ください。  
収集ごみは、3種類の(ごみ袋)可燃・不燃・プラスチック類)に分けて地区ごとに収集場所に集めてください。(午前9時ごろから順番に業者が回収します。)

収集した空き缶やペットボトル、びんなどの資源ごみは、できる限り軽くすすぎ洗いをし、種類ごとに分けて地区ごとに収集場所に

集めてください。

個人の粗大ごみは、別に許可をとって、投棄場に搬入してください。方法は、すこやかカレンダーに記載していますが、ご不明な点はお問合せください。

### ●注意事項

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、清掃活動を行う際は、次のことに注意してください。

- ごみに直接触れないように、火ばさみや軍手を使用する
  - 人との間隔はできるだけ2m空け、密接を避ける
  - マスク・ティッシュ・タバコなどは飛沫が付着する部分に触れないよう注意して火ばさみ等で拾う。軍手をしていても、直接ごみを拾わないようにする
  - ごみ袋の口をしっかりしぼる
  - 活動後は水と石けんできれいに手を洗う
- 問合せ先  
すこやかセンター内保健環境課

## 雨水貯留タンクの設置費の一部を助成します

この補助金は、住民自らが雨水貯留タンクを設置することにより、水資源を再利用する環境に配慮した村づくりを推進することを目的としています。

### ●要件等

- ① 村内に住所を有し、自ら居住する住宅等(店舗等との併用住宅を含む。)に雨水貯留タンクを購入し設置する方
- ② 村税等を滞納していない方
- ③ 補助が受けられるのは1つの住宅等につき1基限り

### ●対象となる設備

雨どい(たてどい)から雨水を一時的に貯留するための設備であり、地上据置型の貯留容量が100リットル以上のものであって、令和4年4月以降に購入した市販の未使用のもの。

### ●補助金額

雨水貯留タンク設置に要する購入費、材料費および工事費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた

額)とする。ただし、上限額は、20,000円とする。

### ●必要書類

- ① 補助金申請書  
すこやかセンター内保健環境課で配布しています。または村公式ホームページよりダウンロードできます。
- ② 納税証明書または村税納付状況を税務職員以外の村職員が調査することに同意する文書
- ③ 雨水貯留タンクの設置に要した領収書の原本
- ④ 雨水貯留タンクの規格および構造が分かる書類
- ⑤ 雨水貯留タンクの設置場所および設置が確認できる写真
- ⑥ 請求書
- ⑦ 振込通帳の写し
- ⑧ その他村長が必要と認める書類

### ●申請期限

※年度末までに雨水貯留タンクを購入および設置したうえで、申請をお願いします。

### ●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課



雨水貯留タンクの例



## 防災用ヘルメット及び救命胴衣購入費補助金について

巨大地震や激甚化する気象災害の発生から自らの身を守るため、防災用ヘルメットおよび救命胴衣購入経費の補助を次のとおり実施しています。

### ●対象者

村内に住所を有する方（住民基本台帳に記録されている方）

※1人につき、それぞれ1回に限り補助（令和4年度～6年度末に限り）

### ●対象となる物

・防災用ヘルメット（労働安全衛生法に定められた保護帽の規格における「物体の飛来または落下による危険を防止するための保護帽」など）

・救命胴衣（国土交通省が定める「ライフジャケット等の型式承認試験基準」の承認を受けたものに限る。）

### ●対象とならない物

・全体的に通気用の穴が設けられている自転車用のヘルメット  
・釣り、水上バイクなどの趣味活

動中の身を守ることを目的としているライフジャケット

### ●補助率

購入金額の2分の1の額、または2,000円のいずれか低い額

### ●必要書類

#### ①補助金申請書

総務部総務課で配布しています。または村公式ホームページよりダウンロードできます。

※窓口で申請の場合は、補助金の

振込先のわかる書類（通帳等）

をお持ちください。

#### ②領収書の原本

#### ③製品保証書の写し

#### ④購入後の写真

※購入年度内に必要書類の提出をお願いします。

### ●問合せ先

総務部総務課



## 防犯対策補助金

安全に暮らせるまちづくりの推進を図るため、防犯対策に要した経費の補助を次のとおり実施しています。

### ●対象者

村内に住所を有する方（住民基本台帳に記録されている方）や村内に住所を有する企業

### ●対象となる物

・玄関、勝手口の錠または補助錠  
・防犯ガラスまたは防犯フィルム  
・防犯カメラ、センサーライト  
・家用車両の盗難防止装置等

### ●対象とならない物

・防犯対策以外の目的を有する物（犬、玉砂利、門扉等）

・警備会社の委託契約

・護身用具（防犯スプレー、スタンガン、警棒、防犯ブザー等）

### ●補助率等

購入金額および設置費用の2分の1の額、または20,000円のいずれか低い額

※補助金額が20,000円に達するまで何度でも補助が受けられます。

### ●必要書類

#### ①補助金申請書

総務部総務課で配布しています。または村公式ホームページよりダウンロードできます。

#### ②領収書の原本

#### ③製品保証書の写し

#### ④施工後の写真

※申請の際は、補助金の振込先のわかる書類（通帳等）をお持ちください。

### ●問合せ先

総務部総務課

共英製鋼(株)名古屋事業所様から地域活動団体に寄付をいただきました

共英製鋼(株)名古屋事業所様より、地域貢献活動の一環として、本村の地域活動団体に寄付をいただきました。

寄付金は飛島村文化協会、飛島村スポーツ協会、スポーツクラブとびしま、および飛島村子ども会連絡協議会に贈られ、飛島学園の新1年生には防犯ブザー、ボランテニアグループ「トリトン」には本縫いミシンが寄贈されました。

### ●問合せ先

総務部総務課

# 高齢者・心身障害者(児) 福祉タクシー料金助成の 申請受付が始まります

本年度より  
「75歳以上の全ての方」も  
対象となりました

医療機関への通院等の外出支援として、タクシー料金の助成を行います。本年度より、「75歳以上の全ての方」も対象となります。必要な方は、申請をお願いします。

## 対象者

### ●高齢者等福祉タクシー

- 在住の方で次のいずれかに該当する方
- ・介護保険で要介護または要支援認定を受けた方
  - ・65歳以上のみの世帯の方
  - ・75歳以上の全ての方
- ※ただし、施設入所者は除く

### ●心身障害者(児)福祉タクシー

- 在住の方で次のいずれかに該当する方
- ・身体障害者手帳所持者で1級～3級に該当する障がい者を有する方
  - ・療育手帳所持者でAまたはBの判定を受けた方
  - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
- ※ただし、施設入所者は除く

## 助成内容

### ●利用券交付枚数

年間36枚 ※乗車1回につき1枚使用可  
《注意》

要件に複数該当していた場合でも、交付枚数は1人あたり年間36枚です。

### ●助成金額

上限1,500円+迎車回送料金200円

※リフト付タクシーの場合

リフト付タクシー大型車初乗初乗運賃相当額+迎車回送料金200円

## 申請について

### ●申請期間

4月1日(金)から

### ●持ち物

本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)

介護保険被保険者証

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち所持しているもの

※同一世帯以外の方が申請する場合は、お問合せください。

●申請窓口および問合せ先 すこやかセンター内福祉課



## 大学新1年生等を対象に リモート通信授業支援 給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響により大学等でリモート通信授業を余儀なくされているなか、新たに修学を希望する方に対して学びの機会を確保するため、大学新1年生等リモート通信授業支援給付金を支給します。

### ●対象者

- ・令和4年1月1日時点で本村の住民基本台帳に記載のある方
- ・令和4年度に大学（短期大学を含む）または専修学校（専門課程）へ新たに進学する方であり
- ・モート通信授業に対応可能なパソコン、周辺機器等を購入される方

※既に購入された方でも申請できます。

●**給付金額** 5万円（1回限りとします）

### ●必要書類

- ①申請書兼請求書  
中央公民館内教育課で配布しています。または村公式ホームページからダウンロードできます。

②申請者本人の学生証の写しまたは在学証明書

③申請者本人の通帳の写し（振込口座の金融機関名、口座番号、口座名義人が分かるもの）

### ●申請期間

4月1日（金）～7月29日（金）

### ●申請方法

直接教育課へ提出または郵送  
午前8時30分～午後5時15分  
（土曜・日曜および祝日を除く）

●**問合せ先** 中央公民館内教育課

## 飛島村奨学金 （給付型）について

教育の機会均等を図り、人材の育成に寄与することを目的に、経済的な理由により修学困難である学生に対して、その学業に必要な資金を給付します。

### ●対象者

次の①～⑥のすべてに該当する方。

①大学、短期大学（通信による教育、専攻科、別科および大学院を除く。）に在学すること。

②申請者および保護者（父母または父母が申請者の生計を維持していない場合は、その生計を維持している者をいう。以降「保護者」という。）の市町村民税所得割を合算した額が10万円未満であること。

※市町村民税所得割を5万円から10万円未満に緩和しました。

③成績優秀であること。（5段階評価で平均3.5以上）

※大学の成績については換算して計算します。

④申請者が本村に3年以上居住していること、または居住していること。

⑤保護者が本村に3年以上居住していること。

⑥申請者および保護者が村税等を滞納していないこと。

### ●必要事項

次の①～⑨の必要なものを郵送か直接教育課へ提出してください。

①奨学金支給申請書

②推薦書（新大学1年生については卒業した高校から、大学2年生以上については在学している大学からもらうこと。）

③成績証明書（新大学1年生については卒業した高校から、大学2年生以上については在学している大学から発行されるもの。）

④家庭状況調査

⑤代理権授与通知書

⑥申請者および保護者の令和4年度課税の課税証明書または非課税証明書（令和4年1月1日時点で本村に住所があった場合は不要。令和4年6月以降に発行されるもの。詳細な発行時期については各市町村税務課にお問合せください。）

⑦申請者および保護者の住民票の写し（申請時に本村に住所がある場合は不要。）

⑧村税納付状況を徴収職員が調査することに同意する文書

⑨学生証のコピー（新大学1年生のみ）

※①②④⑤⑧の書類については中央公民館内教育課で配布しています。または村公式ホームページからダウンロードできます。

### ●支給額

月額2万5000円（年額30万円）

### ●申請期間

4月1日（金）～6月30日（木）  
※窓口にて提出される場合は、午前8時30分～午後5時15分の間に来館していただくようお願いいたします。（土曜・日曜および祝日を除く）

### ●問合せ先

中央公民館内教育課

## 空き家除却工費を補助します

倒壊または建築材等の飛散のおそれのある危険な空き家の除却を促進するため、空き家除却工事の費用の一部を補助します。

### ●補助限度額

100万円

### ●補助対象空き家

- ・村内に存する10年以上住居として使用されていない空き家で、延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されていたものであること。ただし、空き家が長屋または共同住宅の場合は、全戸において現に使用されていないものであること
- ・飛鳥村不良住宅判定において、評点が100以上であること

### ●補助対象工事

- ・補助対象空き家を含む敷地すべての建築物、工作物および草木を除去するもの。ただし、補助対象空き家を除く建築物、工作物および草木について継続して使用する部分は含みません。

※その他諸条件有

### ●その他

補助金申請前に、申請予定の空き家に対して、不良住宅判定を受けていただく必要があります。本補助金を申請される方は、事前に建設課までご相談ください。また、交付申請から補助金交付まで同じ年度内で完了するようにしてください。

詳しくは、村公式ホームページをご覧ください。

### ●問合せ先 開発部建設課



## 空き家総合相談窓口

本村は、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会と「飛鳥村における空き家等対策に関する協定」を締結し、空き家等に関するご相談について「空き家総合相談窓口」を開設していますので、ご利用ください。

### ●受付時間

平日の午前9時～正午、午後1時～5時

※相談は、原則無料です。（個別具体的な内容となる場合や、専門家の派遣が必要な場合は、有料となります。通信料は、相談者の負担となります。）

### ●問合せ先

愛知県宅地建物取引業協会

☎052・522・2567



## ブロック塀等撤去費を補助します



地震発生時における道路等に面したブロック塀等の倒壊による災害から身体および財産を保護するため、ブロック塀等を撤去する事に要する費用の一部を補助します。

### ●補助限度額 10万円

### ●補助対象

村公式ホームページをご覧ください。または開発部建設課までお問合せください。

### ●補助対象期限

令和5年3月31日(金)

※補助金申請は、工事着手前に行っていた必要があります。申請前にブロック塀等を撤去されますと、補助対象外となりますのでご注意ください。

### ●問合せ先

開発部建設課



## 狂犬病予防集合注射の中止について

狂犬病予防法では生後91日以上が経過した犬を飼っている方は、犬の登録と、年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務づけられています。

本村では、毎年4月にすこやかセンターにて狂犬病予防集合注射を実施しています。しかし、昨年度に引き続き本年度についても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と、参加者の健康や安全を第一に考えた結果、中止とすることになりました。

予定されていた方々にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

なお、集合注射への参加を予定されていた方々におかれましては、動物病院で狂犬病の予防注射を受けることができますので、動物病院での個別注射をご利用ください。※集合注射の料金とは異なる場合がありますので、各動物病院へお問い合わせください。

### ●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

## 『計量器の定期検査』を行います

はかりを取引・証明等に使用する場合は、2年に1回、定期検査を受けることが計量法で義務付けられています。該当するはかり等がありましたら受検してください。※計量士（有資格者）が定期検査日以前1年以内に検査を行い、県知事にその旨を届け出たはかり等は、当該検査は免除されます。

### ●日 時 5月18日(水)

午前10時～正午  
午後1時～3時

※状況により事業を中止・延期することがありますので、受検前に村公式ホームページをご確認ください。

### ●場 所 役場西駐車場

### ●問合せ先 開発部経済課

## 有害鳥獣追払いのお知らせ

田植えの時期に合わせて、ロケツト花火による有害鳥獣（ドバト、カラス、カモ等）の追払いを行います。田植えを行っているほ場の近くでは、花火の音がすることがあります。ご理解いただきますようお願いいたします。

### ●問合せ先 開発部経済課

## ペットボトルのラベルの分別にご協力ください

令和4年4月からエコプラザでは、ペットボトルの搬入方法を変更させていただきます。

エコプラザにペットボトルとキャップを搬入する前に、ご自宅でペットボトルのラベルをはがして分別し、さらにペットボトルとキャップを分けた状態でエコプラザへ搬入をお願いします。

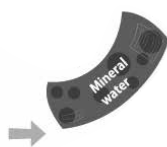
ラベルは、プラスチックごみ（透明ブルー色ポリ袋）に入れて毎週水曜日に出してください。

令和4年度からリサイクルの品質を上げ、良質な資源として活用するため、ペットボトルのラベルをはがして分別することにご協力をお願いします。

### 【ペットボトル・キャップ・ラベルの分別方法】



①ペットボトル  
②キャップ  
は、軽くすすいでエコプラザへ



ラベルは、  
プラスチックごみとして  
ごみ集積所へ



●問合せ先 すこやかセンター内保健環境課